

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください。) -----

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

ワンストップ特例申請書のご利用方法と添付資料について

ステップ1 ワンストップ特例制度が適用されるかお確かめください。

次の方はワンストップ特例が適用されません。寄附金控除には確定申告が必要です。

・確定申告をする、または住民税の申告をする予定の方

※医療費控除などを受けるために確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例制度を利用できません。

・6自治体以上へ寄附された方

※同じ自治体への寄附は、回数に関わらず1自治体の扱いとなります。

・ワンストップ特例申請後に転居や氏名変更などがあり、変更届をご提出されていない方

※**寄附された翌年の1月10日(必着)**までに必ず変更届をご提出ください。

ステップ2 申請書のチェックをしてください。

・申請書**太枠内**の正誤をご確認ください。**誤りがある場合は二重線で消し、訂正**をお願いします。

・個人番号欄には、氏名欄に記載されている方の**マイナンバー**をご記入ください。

ステップ3 住所・氏名がすべて一致している確認書類を添付してください。

※**有効期限の記載があるものは期限内のもの**

※住民票は寄附年月日(申請書記載)を含む1年以内の発行日が記載されているもの

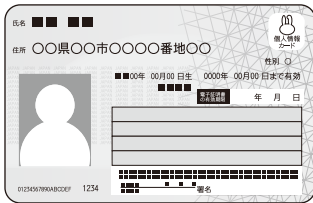
確認書類について、下記3パターンのうち、いずれかの書類をご用意ください。

コピーした書類は切り取って申請書に貼り付けてください。

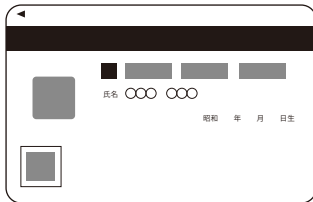
A マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード(写し)

(表面)



(裏面)



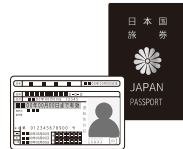
※**マイナンバー通知カードのことでありません**。顔写真付きのものを提出してください。

※住民票の住所が記載されているか確認のうえ、提出してください。

B 公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちの方

「公的機関発行の写真付き本人確認書類」に該当するものは以下の通りです。写しを提出してください。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・運転経歴証明書



※確認書類は必ず住民票の住所がわかるものを提出してください。

※各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



C 公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちでない方

氏名、生年月日、住民票の住所がわかる公的機関が発行した書類2点以上の写し。

- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・印鑑登録証明書
- ・各種納税証明書
- ・公共料金の領収書
- ・源泉徴収票
- など

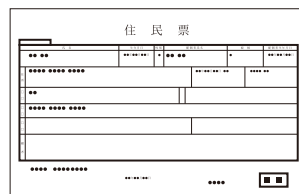
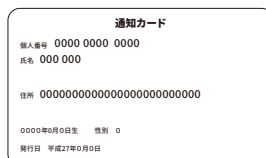


※確認書類は必ず住民票の住所がわかるものを提出してください。

※各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)



※通知カードの裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。

ステップ4 提出書類の最終確認をしてください。 ※本紙のご提出は不要です。

No.	確認事項	チェック
1	以下の項目は住民票に登録されたものが正しく記載、記入されていますか？	
	郵便番号、住所	<input type="checkbox"/>
	氏名(かな)	<input type="checkbox"/>
	個人番号(マイナンバー)	<input type="checkbox"/>
	生年月日	<input type="checkbox"/>
2	本人確認書類は正しい組み合わせでご用意されていますか？ ※本人確認書類については本紙の表面をご参照ください。	<input type="checkbox"/>
3	確認書類はすべて有効期限内のものでご用意されていますか？ ※住民票は寄附年月日(申請書記載)を含む1年以内の発行日が記載されているもの。	<input type="checkbox"/>
4	確認書類に記載の住所と氏名が、申請書の情報とすべて一致しているかご確認ください。 ※各種すべて一致していない場合は不備になります。	<input type="checkbox"/>

※上記確認事項に不足がある場合、ワンストップ特例制度がご利用いただけない場合がございます。

ステップ5 申請書、本人確認書類を返送してください。

同封の返信用封筒で返送してください。

寄附された翌年の1月10日(必着)までにご提出ください。

期日を過ぎた場合は寄附者様ご自身で確定申告をしていただく必要がございますのでご注意ください。

なお、お申し込みごとに申請書の提出が必要です。

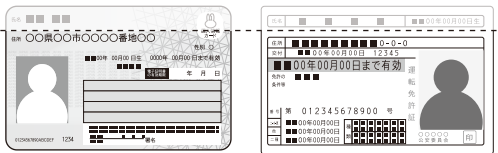
なるべくお早めにご申請ください！

年末年始はワンストップの申請が集中して受付まで時間を要する場合がございます。



よくある本人確認書類不備

○添付書類の一部が切れている・印刷不明瞭

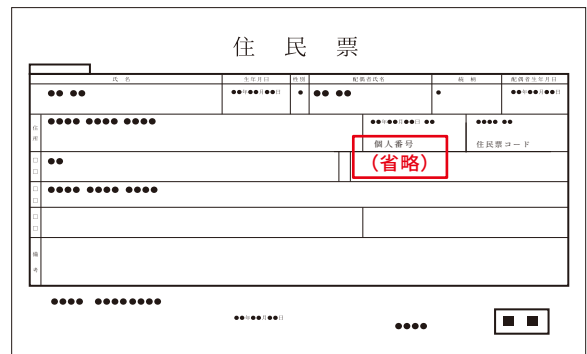


マイナンバーカードや免許証の氏名、生年月日部分が切れている。



住所やマイナンバーの文字が潰れて確認できない。
マイナンバーが隠れている。

○住民票記載のマイナンバーが省略されている



住民票に記載の「マイナンバー(個人番号)」が省略されており、
番号が確認できない。



ワンストップ
受理された
かな？



佐賀県玄海町ふるまど

携帯電話でQR
コードを読み込
み簡単にご確認
できます。

